

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年十月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年九月三十日奈良県指令建第一〇六一六五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月十九日建第九七一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

宇陀市大宇陀五津一六五番一、一六五番二の一部、一六五番三の一部、一六六番一、一六七番一及び一六七番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市大宇陀五津一六七番一

佐々岡均